イ　申請対象会社が上場会社等である場合

| 区分 | | 氏名又は名称 | 住所(A) | 法人番号(B) | 株式数(株)(C) | 議決権の数(個)(D) | (D)／議決権の総数(%)(E) | 外資系日本法人の議決権を有する外国法人等 | | (E)の比率(%)(H) | (E)×(G)(%)(I) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 氏名又は名称(F) | 外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%)(G) | | | |
| 外国法人等 | 議決権の総数の1000分の１以上を占める者 | | | | | | | | | | | |
| | 議決権の総数の1000分の１未満を占める者の合計（計　者）(J) | | | | | | | | | | | |
| 外資系日本法人 | 議決権の総数の10分の１以上を占める者 | | | | | | | | | | | |
| 合　計 | | | | | | | | | | | | |

（注１）　外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第185条第４項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

（注２）　(A)の欄は、(2)の（注５）に準じて記載すること。

（注３）　(B)、(D)及び(E)の欄は、アの（注４）から（注６）までに準じて記載すること。

（注４）　(F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(ア)　申請者の議決権の総数の10分の１以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の１以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の１以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。